

6 用語の説明

(1) 「高等学校等進学者」・「進学者」

学校教育法に定める高等学校の全日制・定時制・通信制、中等教育学校後期課程、高等専門学校又は特別支援学校高等部へ進学した者。

なお、進学し、かつ就職した者を含みます。

(2) 「高等学校等進学率」・「進学率」

中学校卒業者に占める高等学校等進学者の割合。

(3) 「就職者」

経常的収入を得る仕事に就いた者。アルバイト等の形態でのみ就業している者は含みません。

また、自家営業に就いた者も含みますが、いわゆる「家事手伝い」のような形態のものは含みません。

(4) 「就職進学者」

「高等学校等進学者」、「専修学校・各種学校進学・入学者」及び「公共職業能力開発施設等入学者」のうち、併せて就職した者。

(5) 「無業者」

高等学校等への進学者及び就職者以外の者。その形態により以下のように区分します。

ア 進学希望者

上級学校への進学を目指している者。

イ 就職希望者

就業を希望しているが、職が見つからない者。

ウ 海外進学者

外国の高等学校等へ進学した者。

エ 国内無認可校入学者

学校教育法の認可を受けていない国内の教育機関に入学した者。

オ 一時的な仕事に就いた者

パート・アルバイト等の仕事に就いた者。

カ 家事手伝い

家庭生活に必要な仕事を手伝っている者。自家営業に就いた者は含みません。

キ 進路未定者

上記ア～カのいずれにも該当しない者。

(6) 「死亡・不詳の者」

卒業者のうち5月1日までに死亡した者及び転出等で進路先の不明な者。